

事 務 連 絡  
平成25年7月17日

環境省自然環境局総務課  
動物愛護管理室長殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課  
国際衛生対策室長

台湾における狂犬病の発生に伴う犬等の輸入検疫の取扱いについて

台湾は、これまで狂犬病の発生がない地域として、「犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件」（平成11年12月27日農林水産省告示第1628号）に基づき、農林水産大臣が指定する地域（指定地域）とされてきました。

昨日、台湾家畜衛生当局より、台湾の野生アナグマに由来する検体を検査した結果、狂犬病であることを確定診断した旨発表がありました。これを受け、台湾については、指定地域以外として扱うこととし、動物検疫所に連絡したのでお知らせします。

つきましては、このことについて、関係団体への周知をお願いいたします。

なお、本告示については、追って改正することとしています。